

農福連携商品 P R 動画作成業務委託
企画提案仕様書

令和 4 年 5 月

山梨県福祉保健部 障害福祉課

1 目的

障害者施設や農業者の間で行われている農福連携の取り組みや、その取り組みにより生産された農産物及びそれらを加工した商品の魅力を紹介する動画を作成し、農福連携の取り組みに対する県民の認知度向上や農福連携商品の購入意欲を喚起し、障害者の工賃向上に資することを本業務の目的とする。

2 契約期間

契約を締結した日から令和4年9月30日（金）まで

3 業務の内容

(1) 全体コンセプト

障害のある方の働く場の拡大と工賃向上、高齢化等による労働力不足に悩む農業者をマッチングする農福連携の取り組みや農福連携商品の魅力を紹介し、農福連携の認知度向上と農福連携商品に対する購入意欲を喚起することを目指す。

(2) 内容

①動画の構成は次のとおりとする。

- i 農福連携の取り組み、農福連携商品についてわかりやすく説明すること。[共通動画]
- ii 県内4地域で代表的な商品の製造過程を撮影し、安全・安心・美味しい（魅力的な）商品であること、農福連携の取り組みの主旨を理解してもらい、商品購買を促進する内容とすること。

[地域動画]

※イメージ：（ [共通動画]+[地域動画] ）×4地域（中北、峡東、峡南、富士・東部）

※動画には、ナレーション、BGMを入れること。

②完成品

- i 地域毎のPR動画の長さは3分程度とし、1分程度のダイジェスト版と併せて2本を制作すること。（[通常版+ダイジェスト版]×4地域）
- ii 他に[共通動画]と[地域動画]に撮影した動画を連結させた総集編も制作すること。

(3) 活用方法

PR動画は、主に次の場面での活用を想定しているため、パソコン、スマートフォン等、それぞれの視聴環境で視聴可能な動画とすること。

- ・ 販売会などのイベント会場などで上映するほか、スーパーなどの販売コーナーでリプレイ再生する。
- ・ 山梨県ホームページ「山梨チャンネル」での情報発信

4 業務実施計画

本業務を遂行するにあたり必要な作業の方法、人員配置、工程等について、適切且つ詳細な業務実施計画書を立案し、県の承認を得ること。

5 粗編集確認業務

2回（別途、指定する日までに動画イメージをデータで提出すること。）

6 成果物

（1）成果図書等（各1部）

- ①業務完了届
- ②業務報告書
- ③その他（打ち合わせ記録、本業務で使用した各種ドキュメント）

（2）DVDデータディスク

- ・ 映像の規格はアスペクト比16：9とすること。
- ・ 各PR動画が保存されたDVDを100部用意すること。
- ・ DVDには、一般的なDVDドライブ付きパソコンで再生可能な形式、YouTubeで再生可能な形式、DVDプレーヤーで再生可能な形式で作成し、納品すること。
- ・ ディスクジャケット印刷、盤面印刷を行い、コンパクトケースに封入して納品すること。

（3）撮影素材一式

- ・ 動画撮影に使用した写真データ、映像等の素材を納品すること。

（4）撮影素材一覧表（1部）

- ・ 撮影素材、撮影場所の一覧表を作成すること。なお、第三者が権利を有している映像・画像等を使用（二次使用を含む）している場合は、権利者や使用時間等について記載すること。

7 納品場所及び期限

（1）納品場所

山梨県福祉保健部障害福祉課地域生活支援担当

（2）納品期限

令和4年9月30日（金）

8 著作物の帰属

本業務により作成された動画、撮影素材等の成果物の所有権、著作権及びその他の権利は、県に帰属するものとし、県はウェブサイト等に随時使用、複製できるものとする。

成果物に第三者の著作物が含まれている場合、当該著作物（当該著作物を改変したものを含む）の著作権は、従前からの著作権者に帰属するものとするが、県は、これを無償で、非独占的に使用できるものとし、受託者はそのために必要な著作権処理を行うこと。

9 特記事項

- (1) 本業務を実施するに当たっては、善良なる管理者の注意をもって処理し、事業目的を達成するために効率的に運営すること。
- (2) 受託者は、受託業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、効率的な業務実施に必要と認められる業務については、県と協議の上、業務の一部を第三者に委託することができる。
- (3) 本業務の履行にあたって知りえた個人情報の取り扱いについては、山梨県個人情報保護条例（平成16年条例第35号）に則り、個人情報の適切な取り扱いの確保を図ること。
- (4) 上記の特記事項に従わず、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときはその損害を賠償するものとする。
- (5) 本仕様書の解釈及び本仕様書に記載のない事項に関して疑義が生じた場合は、両者協議の上で対応することとする。